

鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

平成30年7月5日 条例第8号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。